

## 沼津市ごみ集積施設整備補助金交付要綱

平成15年3月31日

告示第42号

(趣旨)

第1条 市長は、良好な生活環境を保全し、地域の環境美化を図るため、沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第9号。以下「条例」という。）第1条の2第4号に規定する集積場所を整備する自治会等に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 自治会及び条例第6条第1項の規定による届出を行ったもので自治会以外の団体をいう。
- (2) ごみ集積施設 条例第6条第1項の規定により届け出た集積場所を整備することを目的として自治会等が設置する施設をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、ごみ集積施設を設置し、又は修繕する事業のうち、市長が認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 住宅又は住宅用地を分譲する目的で開発された地区に新たにごみ集積施設を設置する場合
- (2) 集合住宅、寄宿舍等の建築に伴い新たにごみ集積施設を設置する場合
- (3) 当該ごみ集積施設が土地所有者の許可を得ずに設置されたものである場合
- (4) この要綱に基づく補助金の交付を受けて設置又は修繕をしたごみ集積施設について、老朽化等により新たなごみ集積施設を同一の場所に再設置し、又は既存のごみ集積施設を再修繕する場合であって、当該補助金の交付後7年を経過していない場合

(補助の対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助の対象事業の実施に要する経費とする。ただし、ごみ集積施設を設置する用地の取得又は借上げに要する経費及びごみ集積施設本体以外の設備の設置又は修繕に要する経費を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助の対象経費の2分の1以内で、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、ごみ集積施設を設置する場合は10万円を、修繕する場合は5万円を、それぞれ限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、規則第3条に規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類等を添付し、事業の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算書
- (2) 設置又は修繕に要する経費の見積書又は内訳書
- (3) ごみ集積施設の構造図（修繕の場合は、当該修繕内容を示す図面）
- (4) ごみ集積施設設置場所の位置図
- (5) ごみ集積施設設置場所の現況写真（修繕の場合は、修繕箇所の現況を示す写真）
- (6) ごみ集積施設設置場所の土地所有者の許可を得たことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受ける自治会等は、当該補助事業が完了したときは、規則第11条に規定する事業実績報告書に次に掲げる書類等を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) ごみ集積施設の設置後又は修繕後の状態を示す写真
- (3) 事業に要した経費に係る領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月31日告示50号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月10日告示22号）

この告示は、公示の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。